

【地域の概要】

- 町内全域の農地面積171haのうち、市街化区域と市街化調整区域が約半数ずつ（市街化区域79ha、市街化調整区域92ha）あるが、農家の半数以上が、都市近郊農業による自給的農家である。
- 農地面積の62%にあたる106haは水田であるが、水田の担い手である認定農業者は2名と不足しており、市街化調整区域においてもカバー出来ていない地域もあり、町外の担い手に作業委託をしている状況である。

①取組開始前の状況や課題

【現状】

- 農家の半数以上が都市近郊農業による自給的農家であり、利用集積が困難。
- 北及地区は、面積の小さい農地が点在しており、そのような農地の集積依頼が多いが、作業効率が低いなどの理由から引き受けてもらえない状態である。
- 農業従事者の高齢化、後継者不足の進行などにより、不作付地が増加。それが耕作放棄地となり、農業衰退の引き金となる恐れがある。

【課題】

- 平成31年3月に、町内全域で農地意向アンケートを実施し、631名の農地所有者の意向を把握したが、より詳細な情報を収集し、地域の農業者と情報を共有することによって、地域の意見を取り入れ、農地の集積・集約につなげていくことが課題。
- また令和2年4月より農地中間管理事業の対象範囲が市街化調整区域（農振地域外）に拡大されたことを受け、同事業を活用した集積・集約を行うことも検討していく必要がある。

②取組内容

令和2年度までの取組

- 令和2年1月、農業委員会、農業会議、農畜産公社（農地中間管理機構）、JA、土地改良区の担当者による戦略会議を開催。アンケート項目の精査、集積・集約に向けた進め方について意見交換を実施。
- 令和2年7月、農業委員、農事改良組合長の農地所有者への戸別訪問によるアンケート実施。（町外者は郵送）
- 令和2年10月、農業委員、農事改良組合長、JA、農業会議、事務局でアンケート結果と結果を反映させた地図をもとに、集積・集約化の方針の話し合いを実施。

令和3年度の取組

- 農業委員会、町、JAが連携し、農地所有者・担い手をマッチングし、農地中間管理事業による新規貸借実施（6名 179a）。
- 農業委員、農事改良組合長、元農業委員、農業会議、事務局で北方町農業委員会等と意見交流し、都市地域の農業者や農業団体の現状の課題、担い手育成や遊休農地対策の取組について話し合いを実施。

③今後の展開と方向性

新たな担い手の呼び込み

- 農地中間管理事業により新規貸付は6件できたものの、貸付希望農地が多く残っている状況
- 借受をしているのが既存の同一の担い手であり、農地をカバーするためには新たな担い手が必要
- 今後、既存の担い手の規模拡大などの要望を踏まえながら、隣接市などからの新規担い手の呼び込みなどを、地元住民との話し合いを進め方向性の統一を目指していく。

視察など情報収集

- 中心メンバーとして話し合いを進める、農業委員、元農業委員、農事改良組合長、事務局で、近隣の参考となる農業先進地への視察など情報収集を実施予定。
- 収集した情報を活かして、話し合いやマッチングなど北及地区的農地利用の最適化を推進していく。